

入 札 説 明 書

平成30年2月26日千葉市公告第144号により公告した複写機複写サービス契約（長期継続契約）（単価契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

複写機複写サービス契約（長期継続契約）（単価契約）

毎分65枚機以上（2台）

(2) 調達物品の特質等

仕様書及び規格で指定する特質等を有すること

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 納入期限

平成30年4月1日

(5) 納入場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば5階

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成28・29年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、業種「文具・事務機器」の資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) サービス提供物品を納入することが可能で、サービス提供物品に係る保守、点検、修理その他

のアフターサービスを納入先の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

- (4) 過去5年以内に官公庁における複写機複写サービス契約を1契約以上履行した実績があること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から平成30年3月2日(金)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市消防局総務部総務課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 確認通知 平成30年3月6日(火)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書及び規格に関する質問について

- (1) 受付期間 平成30年3月9日(金)～平成30年3月13日(火)
- (2) 方法 『「複写機複写サービス契約(長期継続契約)(単価契約)」及び「複写機の規格等」』に関する質問回答書を、千葉市消防局総務課(メールアドレス somu.FPG@city.chiba.lg.jp)へメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とみなします。
- (3) 回答方法 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anken/buppin/index.html)の当事業の箇所に、平成30年3月19日(月)より掲載する。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 平成30年3月22日(木) 午前10時30分

場 所 千葉市消防局4階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

- (2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く、入札日前日の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

- (3) 入札書に記載する金額

入札金額は、複写サービス1枚あたりの単価とし、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額は、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(第8条に該当する場合は、免除とする。))

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札前に委任状を提出すること。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部総務課総務係

電話 043-202-1611